

在日大韓基督教会
宣敎80年을 향한 標語

1. 새 세대에 교회를 형성하자
2. 재일동포의 새로운 삶을 지향하자
3. 세계역사속에서 우리의 사명을 다하자



THE GOSPEL NEWS

第29回全国青年修養会開く

主 題【在日同胞の教会と文化】



全協主催による第二九回全国青年修養会は、八月十二日～十五日まで長野県野尻湖畔で行われた。

講師には、池田観先生（東京女子大客員教授）を迎え、主題「在日同胞の教会と文化」、副題「教会と社会に働きかける青年会をめざして」を掲げ、講演を狭み発題・分団・パネル・ディ

スカッション等を進めていった
ます発題では、全協発題が行
なわれ、我々の生活そのものが
文化であり、底辺から、社会的
弱者とされているものから、わ
き上がつてくるものが真文化で
はないだろうかとされた。

次には、青年より「黒人運動
から学ぶ」、「日本の社会状況と
文化形成」、「自己形成と文化」

の三つの発題がされた。
最初の発題では、アメリカにおける奴隷形成から現在まで、スピリチュアルやジャズのできた背景が話された。次には、日本の状況を自分の生活して行くためにぶつかった問題を通して話し、最後の発題では、自分自身の生きざまの中から見てきた文化というものを話した。

させた。
キヤンドルサービスマも「われ
「八・一五を覚えて」と題され
青年にとっての八・一五とは何
なのか、ある青年から아미치、
어미치を通して見た八・一五を
語り、池先生が、自分の体験を
通して、解放当時の状況や自分
の思いを証して下さった。共に
胸に迫る熱いものを感じさせ

で話し合う中、地域活動や文化活動を実践している人達がその活動の中から見える在日韓国人を語り、最初は祖国の模倣するべきであり、これをどのように認識するかが問題であり、その認識が教会につながらなくてはいけないとされた。文化を模倣して行く時に、一世の生きざまを知る重要性が出され、全協が

して受け止め、発展的消化していった。笑いあり、涙ありの非常に感じる所の多く印象深いものであった。

最後に全協発行の機関誌「燈台」三七号が出きありました。青年の思いや、活動報告など多くのものが載っています。是非御一読下さい。

この修養会開催に御協力、成

在日大韓基督教會
第三六回定期總會
召集公告

주안에서 본總會

에
있
는
모

記

(1) 第三六回定期総会

時日 一九八一年十月二〇日(火)

午前十一時～一二日(木)午

後五時

場所大阪北部教会

大阪市淀川区本庄東二一十一番六
電話 ○六(三七二)一九二四

(2) 協力 부탁 事項

①一九八一年度 各教会 宣教負

担金을 納入하여 주실것.

②特別指定献金 未納分을 보내

주실거섯.

③各教会地方会 献議案은 九月

二十日까지 보내주실것。

④各幾周一半舌功報告量是出

（子）材料 一、生、海、動、幸、五、五、一、持、品

このころ、スウェーデンが、

一九八一年八月十五日

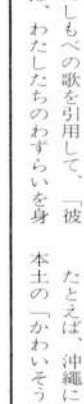
在日大韓基督教会總會

総会長 尹 宗 銀

1000

今日における宣教の使命

なたがたに言わんとすることは結局のところ、これですよ、と



ようになる。
たとえば、沖縄にはもともと

⑤其他 信仰干証
二、보낼곳 總會事務

이와같은 現實속에서
로 主眼便에 서겠다고

니했읍니다。 오히려 두려
떨리는 심정으로 주님앞



市民講座, 어린이모임등
⑤其他 信仰干証등
二、보낼곳 總會事務室內

大阪北部教会
大阪市淀川区本庄

総務デスク

16

- 6月24日(水)
日本基督教団 作業委員会를 가짐. 黄義生牧師, 李大京牧師, 姜榮一牧師, 金君植總務 參席.
- 7月6日(月)
財政局會 大阪教會서
- 7月7日(火) ~ 9日(木)
教役者・長老研修會 於 三重・鳥羽
- 7月12日(日) ~ 16日(木)
J N A C總會에 尹宗銀總會長 金君植總務 參席.
於 캐나다 토론토
- 7月16日(木) ~ 18日(土)
캐나다長老教會總會總務와 懇談.
- 7月20日(月) ~ 21日(火)
美國連合長老教會 李昇萬總務와 懇談.
- 8月11日(火) ~ 12日(水)
本國四教團과 宣敎協議會를 서울에서 가짐.
- ◇ 雜 感 ◇
금년 上半期는 海外에 出張하는 機會가 많았었다. 배운 점도 많았고 수확도 많았지만 반면 肉體的으로 피곤도 했다.
- 8月11, 12兩日 서울에서 가진 本國四教團과의 宣敎協議會는 例年과는 달리 강연도 있어 形式的인것은 갖추어 졌으나 內容的으로는 별다른 것이 없었다. 이協議會에 關해서는 다음에 자세히 보고하겠다. 閉會禮拜때 비로서 알게된 것이었으나 이協議會를取材하기 위해서 기독교 報道機關은 하나도 오지 않았다는 것이었다.連絡을 하지 않았는지 알았는지는 모르겠으나 Motivation에서는 充足하여 取材해 갔다. 이宣敎協議會가 상호간에 어떠한 意味를 주는가다 시 생각해 볼 必要가 있지는 아니한가 생각이난다.

KCCJ의 歷史(その一)
へ一九四五年以前

朴 憲 郁 (岡山教會)



一、創設時代(一九〇八年~一九二六年) 一九〇五年、韓國にとつて不本意な仕方であるが、日本國との間に保護條約が結ばれた時、留學を主目的として日本に渡つた韓國人は三〇三人であり、一九一〇年韓日併合による日本の植民地政策が始まつた時の渡日韓國人は七九〇人であつた。さて、こゝして韓國の受難史が始まる頃、日本に渡つた韓國人の間にYMCA及び基督教會が創設されるのである。一九〇六年北米キリスト教青年會(YMCA)總務であるブロックマン(F. S. Brockman)が東京を訪問した時、韓國人留學生が多くのをみて、彼らのためのYMCA建設の必要性を感じた。そこでソウルに行き、皇城YMCA總務であつたジレット(C. J. J. J.)及び、他の理事らと相談した結果、東京朝鮮基督教青年會「C. J. J.」を創設した。一九〇九年十月に東京に派遣した彼は馬布三祝牧師の紹介を受けて「ヘボン」(C. H. Hebron)宣教師に東京で會ひ、又當時、日本基督教會の指導者、植村正久牧師の轉進で借家を得て生活しながら、朝鮮YMCA會館で約三ヶ月間活躍して東京韓國人教會の基礎を築いた。その後、短期

を創設することに決まり、一九〇六年八月に金貞植氏を第一代表として派遣した。彼は東京で日本YMCA會館で借家して活動した。一九〇八年頃の記録によれば、彼は定期的に礼拝を守つていて、その出席者は約百四十名、洗礼教員四〇名、聖研出席者約百名であつた。そこで彼らは教會設立と礼拝を導く者の必要を感じ、當時の朝鮮耶穌教長老會全國總會宛てに牧師一人の派遣を要請した。一九〇七年九月十七日平壤で組織された朝鮮耶穌教長老會全國總會でも時を同じくして、在日韓國人留學生に対する伝道と人材養成の必要性を感じて、たゞの傳道であつた。そこで、その要請に応じて、初代韓國人牧師七名中の一人、韓錫晉牧師を一九〇九年十月に東京に派遣した。彼は馬布三祝牧師の紹介を受けて「ヘボン」(C. H. Hebron)宣教師に東京で會ひ、又當時、日本基督教會の指導者、植村正久牧師の轉進で借家を得て生活しながら、朝鮮YMCA會館で約三ヶ月間活躍して東京韓國人教會の基礎を築いた。その後、短期

つて日本に移住するようになった。その数は年々増加する一途であつた。そのために在日同胞の宣敎範圍を東京地域だけでなく京都・大阪・神戸地方にも広げ、在日留學學生たちの協力を得て宣敎活動に励んだ。

さて、この間にいくつもの歴史的事件が起こつたことを私たちが知つてゐる。一九二二年七月、朝鮮總督府は韓國の獨立運動組織「新民會」を弾圧しようとして、尹致昊、梁起鳳、李昇萬等六百数十名を檢査し、そのうち一〇五名を起訴するといういわゆる「一〇五人事件」が起こつた。また一九一九年三月一日の獨立運動は、自由・獨立・平和を象徴する金塔のようにわが愛難史の中にそびえ立つてゐる。一九一八年一月一日、ウィルソン大統領が講和の基礎条件として、全國七ヶ國を含む朝鮮耶穌教長老會總會が創立され、その時、在日韓國人傳道に關しては長老教總會と監理教大が各々委員を三名づつ選出して「長老・監理聯合宣敎會」を組織し、三年間東京連合耶穌教總會の責任を負うようにした。まさに韓國教會のエキシメンカル運動の始まりがこの在日韓國人傳道にあつたのである。

他方、日本政府の朝鮮植民地政策の強化によつて、農地を奪われ、衣食住に困窮した同胞が北は満州地方、南は玄海灘を渡つて日本に移住するようになった。その数は年々増加する一途であつた。そのために在日同胞の宣敎範圍を東京地域だけでなく京都・大阪・神戸地方にも広げ、在日留學學生たちの協力を得て宣敎活動に励んだ。

さて、この間にいくつもの歴史的事件が起こつたことを私たちが知つてゐる。一九二二年七月、朝鮮總督府は韓國の獨立運動組織「新民會」を弾圧しようとして、尹致昊、梁起鳳、李昇萬等六百数十名を檢査し、そのうち一〇五名を起訴するといういわゆる「一〇五人事件」が起こつた。また一九一九年三月一日の獨立運動は、自由・獨立・平和を象徴する金塔のようにわが愛難史の中にそびえ立つてゐる。一九一八年一月一日、ウィルソン大統領が講和の基礎条件として、全國七ヶ國を含む朝鮮耶穌教長老會總會が創立され、その時、在日韓國人傳道に關しては長老教總會と監理教大が各々委員を三名づつ選出して「長老・監理聯合宣敎會」を組織し、三年間東京連合耶穌教總會の責任を負うようにした。まさに韓國教會のエキシメンカル運動の始まりがこの在日韓國人傳道にあつたのである。

日、韓國基督教協議會の前身「Y M C A 會館」で、崔八庸、宋啓伯等の留學生が中心に獨立宣言を採択することにし、二月八日、その宣言文を發表して、日本貴族院議員と各國大使に送つた。これが三・一獨立運動の発火点となつたのである。こゝに在日韓國内外のキリスト者間の一般の反響は否定的なものが多かつた。それは、日本の植民地政策を融和政策として是認しつつ、キリスト教信仰がその世の事柄、即ち民族の獨立運動に深くかかわつていくことは非聖書的であつたといふ発想に基づいてゐた。たゞ、柏木義典、湯淺治郎等のキリスト者は例外的存在であつた。次に一九二三年九月一日に起こつた関東大震災は東京一帯に焼失戸数が四〇七、九二戸(一五〇、五〇九人)、死亡九万一千数百人の大被害をもたらした。だがこの災害時に「社會主義者及び鮮人の放火・暴動が起こる」という内務大臣水野錬太郎による流言蜚言がなされるや、約七千名とも言われる罪なき在日同胞が惨殺されたのである。

こゝに在日韓國人傳道に關しては長老教總會と監理教大が各々委員を三名づつ選出して「長老・監理聯合宣敎會」を組織し、三年間東京連合耶穌教總會の責任を負うようにした。まさに韓國教會のエキシメンカル運動の始まりがこの在日韓國人傳道にあつたのである。

案 内

地域活動セミナー
日時 九月三日・四日
場所 京都教會

今回第三回目をむかへるこのセミナーでは、全協で地域活動と言われた時期や背景等を探り、全協が地域活動をうたい出した歴史を総括していく。その他、現在実践の場として地域活動を行なつてゐる、川崎横浜・西成・大阪に係わつてゐる人の思い等を出し合ひ、討論を進めていく。

青年協議會
日時 九月十四日・十五日
場所 京都教會

地域活動セミナーの終了後、第一九回在日大韓基督教青年會全國協議會總會が行われる。そこでは、昨年から青年會活動の総括や、その他各種の議題による討議がされる。そして、中央委員の改選が行なわれ、新代表委員と共に新中央委員がスタートする。地域活動セミナー及び全協總會へ、全國の教會青年は代表議員を送つて下さる様にお願ひ致します。

尚、詳細は左記へ問い合わせ下さい。
横浜市金沢区並木二丁目 七六四〇二
全協總務 李 博
TEL (〇四五) 七八五五一四〇

伝道局セミナー
總會伝道局(局長 洪水其牧師)은 오늘 宣敎을 더욱 구체化하기 위해 다음과 같이 세미나를 開催한다.
日時 九月十、十一兩日
場所 神戸・六甲YMCA
参加費 二万円
講師 金徳成 李仁夏 金元治 洪水其牧師
主催 伝道局

故 崔京植牧師 一周忌追悼礼拝
故崔京植牧師가 逝去하여 오 是 九月十四日(一) 一周忌追悼禮拜을 同十三日(日) 午後四時 東京教會에서 一周忌追悼禮拜을 보게 된다.
故崔京植牧師는 總會總務를 二期六年을 奉職한 후 東京教會에 赴任、委任後 六個月이 지난 九月十四日 召天、殉職했다.
一周忌追悼禮拜는 東京教會를 비롯 關東地方教會傘下教會 그리고 日本教會에서도 많이 參席할 予定이다. 全國教會의 祈禱를 바란다.

中部・教會學校連合夏期學校
愛知県青少年公園で開催

中部地方教會學校連合夏期學校は、八月三日・四日、愛知県青少年公園において「聖書を学ぶ」という主題のもとで、生徒六十三名、教師十名が参加してことしも行われた。

開會礼拝は李海春牧師(岐阜教會)、閉會礼拝は鄭永吉牧師(岡崎教會)より、聖書的に生

きることをすすめられた。分級では四班にわかれて、二回旧約聖書の人物、ダニエルと三人の友だちの信仰について学んだ。この夏期學校において、生徒たちは聖書を学ぶことによつて、セルフ・サービスによる食事、室内清掃などの団体行動は、規律と協同、奉仕の共同生活を身につけさせることを学んだ。

又、大自然の中のサイクリング、ゴーカド、水泳、ゲーム大会を通じて各教會學校生活の交わりを深めた。

(通信 李海春牧師)

中部地方教會學校連合夏期學校 於 愛知県青少年公園

中部地方教會學校連合夏期學校 於 愛知県青少年公園

キムチ・ホルモン・焼肉タレ製造加工

高山食品

代表者 元 洪 植
(福岡教會 執事)

福岡市博多区東那珂 3-9-26
電話 692(471)0258

〈電々公社認定〉
構内交換機・ボタン電話

松下通信工業(株)専売代行店
(株)ナカヨ通信機特約店
東亜特殊電機(株)特約店

株式 高德通信工業

代表取締役 李 建 豪
(名古屋教會 執事)

〒490-11 愛知県海部郡大治町大字砂子字村東2336
電話 名古屋 <052> 431-3156 (代)

白木金属商会

崔 永 模
(福岡教會 長老)

〒816 大野城市大字瓦田 784-1
電話 092(581)1629

す。もし、今の法体制を五十年後、または百年後に拡大した時、在日韓国人、朝鮮人はどうなるか、ということがあります。日本で生まれ、日本で育ち、この疑惑を経験したはずである。

居住権、参政権が奪われているということがあります。私はこ
外国人登録制度がもつ矛盾、特に在日韓国人・朝鮮人に対し

どもか三人おりますけれども、一番、困るのは十四才の時です。今登録申請をして、指紋を押すということでありませう。なせ、在日朝鮮人だけが犯罪人としてあの指紋を押さなければならぬのか。また、登録の番号であります。日本人には背番号がついていませうけれど、在日朝鮮人には背番号がついておりますまに、人間としてではなく、物として取り扱われています」と述べました。

て、日本国側の論理をかりても首尾一貫しない。即ち、平和条約発効まで在日朝鮮人は日本国籍があると主張しながら、一九四七年の外国人登録令、第十一条において「台湾人・朝鮮人を当分の間、外国人とみなす」を規定したことである。これは国籍の有無云々となく、在日朝鮮人を管理抑圧せんとする意図である。このような観点から指紋捺捺が重要性をおびてくる。

最初、施行の日から三十日以内

一九八〇年五月、「在日韓国人の人權と本国の同政策」のシンポジウムに出席した朴炳閔さんが、指紋押捺について語られ、分科会で討論されました。わたしはその分科会に出席できなかった。内二、三に登錄すべきことを規定したが、反対のため七月三十一日まで、次は八月三十日まで期間がのびた。G・H・Q情報部が八月二十二日に「在留外国人は八月三十一日まで登録すべし」

という新聞発表がなされた。
このような登録制度そのものに在り韓国人・朝鮮人団体が反対していたため、外国人登録令においては指紋押捺制度を採用していない。

直し、④押すべき指紋、⑤指紋の押すべき時期の特例、⑥指紋を押すべき義務が重複する場合の調整等を規定した。一指指紋と十指指紋とを採用した。一九五五年三月五日、法務省令第四

この指紋押捺制度は日本独立十六号「外国人指紋押捺規則」がある。この規則の中に、第六

四月二十八日）に採用した。第十四条、十四才以上の外国人は、第三条第一項、第六条第一項、第七條第一項または、第十一条第一項の申請をする場合は、登録原票、登録証明書及び指紋原紙二葉に指紋を押さなければならぬ。以下「十指指紋」といふ。この政令の規定により十指指紋を押す場合には、両手の各指の廻転指紋を各別に押し、かつ、各手ごとに、おや指を別に他の指をそろえたままその平面指紋（指頭を廻転しないで押し指紋をいう。以下

ならない。第十八条（罰則）次
の各号の一に該当する者は一年
以下の懲役若しくは禁錮又は三
万円以下の罰金に処する。八項
第十四条に規定に違反して指紋
の押なつをせず、又はこれを妨
（同じ）を押さなければならぬ。
第八条、外国人は法第七条第
一項の申請をする場合には、同
時に、登録原票及び登録証明書
の所定の欄に、次の区分別に従
て押すとともに、次の区分に従
て押す。又、二項の所定の欄に

にたす
当初、指紋押捺制度は一年の猶予期間において実施する予定であったが、在日朝鮮人団体の反対運動が起り、国会の突然の解散、いわゆるバカヤロ解散もあつたりして、三年後の一九

れぞれ一指指紋又は十指指紋を押さなければならぬ。ただし代理人によつて申請をする場合は、この限りでない。①満十四才に達する前に交付を受けた登録証明書を失つたことにより法

五五年四月二十七日に実施した
一九五五年三月五日、外国人
登録法の指紋に関する政令」が
制定、四月二十七日施行した。
この政令には、①政令の趣旨、
②指紋の押し方、③指紋の押し
七条第一項の申請をする者、
（十指指紋）、④其の他の者、
外国人は代理人によつて法第
七条第一項の申請をする場合に
は、法第十五条に規定する疾病

その他身体の故障がなくなつた後、直ちに、登録原票及び登録証明書の上定の欄にそれぞれ一指指紋を押すとともに、次の区分に従ひ、指紋原票、葉の上定の欄にそれぞれ一指指紋又は十指指紋を押さなければならぬ。全く犯罪人取扱ひのようになつて、転指紋、十指指紋押捺こそ、人権侵害が甚だしい無茶な制度であつたため、一九七一年五月に廃止になつた。しかし、在留期間一年未満の外国人と外交官、それに準ずる人々は指紋押捺を免除している。

愛知県教員採用
国籍条項問題
——その後の動き——

先月号の福音新聞で伝えたように、愛知県の教員採用試験国籍条項問題に対して、二人の同僚青年、金聖秀君（愛知県在住、日本福祉大聴講生、二十三才）と李貴陽君（東京在住、在日韓人社会党支部所長、二十才）が、千代田区裁判所に実質的な名古屋高等裁判所は

容である「教員採用と国籍条項の問題には全く立ち入らず。あえて司法判断を避け、却下した理由を、二人の同僚青年の起した訴えは」「仮処分については、千代田区裁判所は又官憲に

「外国籍を理由に教員採用試験の受験を拒否するよう愛知県と愛知県教育委員会教育長を相手に起していた裁判は、七月二十日名古屋高裁にても結局却下ものでない以上、申立は法的利

され、二十一日・二十二日にその試験が実施され二人の青年の願いは断れた形となった。

二人の同胞青年が問いかけた「なぜ、だめなのか」という問題に対して、名古屋地方裁判所、この国籍条項をめぐる訴訟は

結果的に二人の同胞青年の敗訴に終ったが、国籍条項についての異側の主張が裁判所によって容認されたわけでは決してなく、この点を見逃してはならぬ。

二人のころには多くの激励が寄せられ、また報道機関も大きな関心を寄せた。一方、愛知県及び愛知県教育委員会には、多くの市民団体、民族差別撤廃に取り組んでいる運動体から抗議が現在も寄せられている。

このように中で、愛知県知事は、八月十七日の記者会見の中で「教育は一般的には公権力の行使はないが、管理職につくと公権力を行使するときもある。しかし、無条件で外国人をタメ

といふのも無理がある」と発言し、来年度実施の採用試験については、県教育委員会に対して県知事の意見を述べることを示唆した。

この県知事の発言の真意は、今一つはっきりしないものの、

務全般

事③第5426番

株式会社

県教育委員会に与える影響は大きく注目するべきであるが、撤回に向けて怒りと抗議をもつて今後の動きに注視して行きたい

(L・K)

序論

上記のような題目でシリーズを書いて見れば、と言われて、快諾した次第です。わたし自身が理解しているものを披露することによって、読者各位の鞭撻と指導とを仰ぐ次第であります。

先ず、「神学」とは何か？「神」の「学」ということです。独逸語で「学」のことを、ウィッセンシャフト（学問、科学、知識）と言います。「学」とは、学問、科学をしようとする、即ち、知識を学ぼうとするこのち側の主体が、あちら側の研究され、学ばれんとする客体（対象）を意識し、研究するものであるゆえに「学」と言うものは、厳密にはどこまでも客観性が極度に求められるものであり、極力、主観なるものを排除する立場に立つものであります。Bと言う客

体か、Aという主体によって研究され、学問され、知られるということとは、AがBを支配するAがBよりも優位に立つという関係にも通ずるがゆえに「神」を「学する」という時は、普通一般に語られ、用いられている「学」とは、明確に違うと言うことを、声高らかに叫ばなければ、出発点からして大きな誤りを犯すことになるのです。

このことを明確にして、「教会の教義学」とか、「信仰の学」とか言われるのもその理由は「学」の根本的な相違にあるのです。旧約聖書のヘブライ語の原典（写本）を見ますと、人間が主体としてではなく、客体（神の愛の対象）として表わされ、どこまでも主体は「神」（エロヒーム或いはアドナイ）であります（創一・一）。プレイシース・パ



る神學教授なる者が居ます。この教授の教えるものは「聖書を」して聖書に語らしめる」と言うよりは、先に述べたように、一般的な「学」の立場から、聖書を科学的に、つまり歴史的に、文獻學的に、考古學的に、社會學的に、心理學的に等、あらゆる面から分析された後に、再構成したものであるから、現に生きている人間の魂に突入して、その人間の内部でダイナマイトを爆發させ、その人間を根本的に覆すと言うような、生命的エネルギーの進りと言うことはないので。

それゆゑに、わたしたちの目指す「神」の「学」は、罪と汚れとによって犯された理性によつて構築する「学」ではなくて、神によつて照明された、全く次元の異なつた聖書が語つてゐる

「神の靈に感動され、新しい存在とされた者」(二テモテ三・一六、二コリント五・一七)のみによつて築き上げられる「学」なのです。それ故に、信仰と神學とは、分裂の關係にあつてはならず、私の信仰は神の御言なる聖書から導き出された「神學」によつて守られ支えられ、そして、又「神學」は私の信仰であるという關係が最も理想的な、そうなるべき關係であると云えます。

このように、神學、神(セオス)の學(ロギア)後にロゴス)とは、神が語り給ふ神の思想を人間が系統立てて語ることなのであるが、それが生死、患難、苦悩を超えて「私」を支えている大きな柱となつていくものであるのです。

そして特に私自身が語りたいことは、神學と神學すること、聖書と信仰、御言と聖靈等の關係をイズとアイエヌジーの關係として見に行きたいと言うことです。神は生きておられる。私も生きています。生き、動き、働き給う神が私を生かし、動かし、働かしめておられるということ、を、いつも含めて考えて行きたいのです。たとえ「……である」と言う表現の中にもです。わたしは白紙からではなく、神信仰と言う大前提から出発せんとしています。

すると、その神なる者をどこで知り得たか？ 聖書から。その聖書はどうして他の書物と異って見るべきなのか？ こうして、神観に入る前に聖書論や啓示論に触れて置く必要があります。

事務所 名古屋市熱田区川並町2番21号
(名古屋市中央卸売市場入口南側大栄ビル)
電 話 052(682)1177(代)
自 宅 名古屋市千種区御影町2-55-5
電 話 052(711)4398

〒601 京都市南区東九条鳥丸町 2 2
電話 075-681-6751 番

不動産部 千葉県船橋市前原西 1-25-18
電話0474 (76) 6 1 8 1 ~ 2 番
自 宅 千葉県船橋市前原西 1-17-1
電話0474 (72) 2 2 2 8